

<総合教育会議について>

今回の法改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。(文科省局長通知(資料5)抜粋)

(地方教育行政及び運営に関する法律の一部を改正する法律第1条の4第1項～9項、松戸市総合教育会議規程・松戸市総合教育会議運営要領(資料6)に規定)

- 1 設置(法第1条の4第1項、規程第1条)
  - ・地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。
- 2 構成員(法第1条の4第2項、規程第2条)
  - ・地方公共団体の長及び教育委員会。
- 3 招集(法第1条の4第3項及び第4項、規程第4条)
  - ・地方公共団体の長が招集する。
  - ・教育委員会は協議をする必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 4 内容<協議・調整事項>(法第1条の4第1項、規程第3条)
  - ・大綱の策定に関する協議
  - ・教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
  - ・児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- 5 調整結果の尊重義務(法第1条の4第8項、規程第8条)
  - ・総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

## 6 その他

(法第1条の4第5・6・7・9項、規程第6・7・11条、要領6・7)

- ・総合教育会議は公開する。(個人情報保護・会議の公正が害されるおそれ  
その他公益上必要があると認めるとき等を除く)
- ・遅滞なく議事録を作成し、これを公表するよう努めること。
- ・必要があると認められるときは、関係者又は有識者から意見を聞くこと  
ができる。
- ・会議の運営に必要な事項は、総合教育会議が定めることとする。

## 7 連絡調整会議

(1) 総合教育会議の円滑な審議を図るため、連絡調整会議を置く。(規程第  
9条第1項)

※総合教育会議に先立ち、連絡調整会議を開催し、事前に協議・調整  
事項について、検討・整理する。

(2) 構成員(規程第9条第2項、要領5)

総合政策部長、生涯学習部長、学校教育部長、総合政策部審議監、  
学校教育部参事監、政策推進課長、教育企画課長、学務課長、社会  
教育課長、その他市長が指名する者